

理 由 書

本理由書は、幸手都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 幸手都市計画区域の位置等

幸手都市計画区域は、都心から約40～50km圏、本県の北東部に位置しています。また、幸手都市計画区域に含まれる土地の区域は、幸手市、宮代町及び杉戸町の行政区域の全域となります。

【3・5・61号国納橋通り線】

本路線は、宮代町大字西条原字小高岩を起点とし、宮代町和戸2丁目に至る延長約1,160m、幅員12mの幹線街路です。

II 変更の理由

3・5・61号国納橋通り線と東武鉄道伊勢崎線との立体交差部について、周辺市街地における道路ネットワーク及び安心・安全な歩行空間を確保するため、一部区域の変更を行うものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・5・61号国納橋通り線	約1,160m	2車線	12m	・一部区域の変更

IV 関連する都市計画

道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①地区計画（宮代町決定）